ロ）施工計画
・本橋の構造特性を踏まえた詳細設計及び施工計画に関する留意事項
①　上部工の品質確保または耐久性向上を図るために詳細細設計時に配慮する事項
　なお、詳細設計に関する技術提案は、基本設計に対する課題とその解決方針、施工を踏まえた設計方針、構造特性を踏まえた解析手法等、詳細設計を実施する上での留意事項を求めるものであり、提案内容に基づき詳細設計を実施した結果生じる構造変更の取扱については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。
②　上部工張出し架設の施工における出来形精度向上に関する留意事項
③　全体の工程を２ヶ月以上短縮する施工計画（深礎杭から上部工まで全て）　施工計画にあたっては、近接する他工事の影響を配慮する必要はない。構造変更が必要な場合は、設計の見直し期間を考慮した提案とすること。
　なお、契約後に実際に現場着手可能時期等工程に係わる条件を監督員が変更した場合は、本項目の技術提案内容に係わらず、構造変更または施工方法の変更の取扱いについて監督員と受注者とで協議して定めるものとする。
・本橋の構造特性を踏まえたコンクリート構造物の品質確保に関する留意事項
①　コンクリート構造物（深礎杭）の品質確保に関する留意事項
②　コンクリート構造物（ＰＡ２橋脚躯体）の品質確保に関する留意事項
③　コンクリート構造物（上部工）の品質確保に関する留意事項
・本橋の現地条件を踏まえた工事中の安全対策に関する留意事項
①　安全管理体制
②　施工箇所までの資材搬入（橋面上への荷揚げを含む。）に関する留意事項
③　ＰＡ２橋脚躯体の施工に関する留意事項
④　阪和自動車道上の張出し架設に関する留意事項
ハ）工事中のコスト削減に繋がる提案
・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取り組みに関する提案
※通常の詳細設計の検討の中で発生する基本設計成果に対する細部構造の変更についてはＶＥ提案の対象とはしないが、受注者独自の工夫・知財など通常を超える工夫により実施できるコスト縮減案についてはＶＥ提案の対象とする。
３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。
４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。
⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。
⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。
⑸　上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等
⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241
⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成25年４月30日（火）から平成25年５月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付場所　上記４⑴に同じ。
③　交付方法　直接交付する。
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成25年５月１日（水）から平成25年５月30日（木）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。
⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法
①　提出期限　平成25年７月29日（月）午前10時00分
②　提出場所　上記４⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　平成25年７月30日（火）午前10時00分
②　開札場所　上記４⑴の１階入札室

５　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
イ）入札保証金　免除
ロ）契約保証金　納付
　ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続きを保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。
⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
⑺　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。
⑻　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。